

にしはらわらびプラン 2010 **平成 22 年度実績について**

(西原町次世代育成支援行動計画) 《平成 22 年度～ 26 年度 後期計画》

★次世代行動計画策定の背景★

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国は少子化の流れを変える総合的な取り組みを推進するために、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、県及び市町村並びに事業主（平成 23 年 4 月 1 日からは 101 人以上）に対し子育て支援等に関する次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。

●施策の推進

1. 地域における子育て支援

- ①「待機児童解消対策検討会議の推進」⇒「西原保育所の今後の方向性について」を主要課題として、老朽化の改築については、民設民営への結論に達し町長へ報告。
- ②「通常保育事業の拡充」⇒公立保育所 2 か所・認可園 6 か所・保育児童数 876 人（弾力化を含む）。平成 23 年度から 90 人定員の認可保育園を創設。
- ③「延長保育事業の充実」⇒延長保育利用実績集計数（延人数）平成 21 年度の 8,554 人に比べ平成 22 年度は 9,732 人と伸びている。
- ④「病後児保育の推進」⇒与那原町・中城村との広域運営を実施。延べ利用者数 260 人
- ⑤「ファミリーサポートセンターの設置」⇒平成 24 年度設置に向けて準備。近隣町村との広域設置を目的に与那原町と中城村合同で検討を行う。

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- ①「親子健康手帳の交付時の指導」⇒保健師や栄養士が面接を行い、子育て支援に関する情報提供。
親子健康手帳の交付件数 419 件
- ②「妊婦健康診査の推進」⇒平成 20 年度より公費助成を拡大。2 回→5 回→14 回（平成 21・22 年度）
- ③「各種訪問指導（①新生児訪問指導②乳児訪問指導③こんには赤ちゃん事業）」⇒家庭訪問で子育て相談や支援情報の提供を行っている。①と③を合すると訪問実施率は、90.4%。
- ④母子保健推進員の活動の充実⇒平成 21 年度より母子保健推進員を 22 人に拡大。
- ⑤「学校における食育の推進」⇒各学校単位規模で子どもの実態と保護者への啓発活動。
- ⑥「スクールカウンセラーの活用の充実」⇒西原中・西原東中へスクールカウンセラー配置。

3. 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①「情報教育の充実」⇒教育用パソコン 206 台、校務用パソコン 180 台（教諭 1 人当たり 1 台）の整備。
- ②「学校の安全対策の充実」⇒西原南小学校改造成防音工事完了。幼稚園預かり保育室空調機新設工事等実施。
- ③「家庭教育学級の推進」⇒町立各小中学校で家庭教育学級 4 回程度、講演会 2 回実施。
- ④「教育の日の普及啓発」⇒毎年、午前は授業参観。午後は教育実践発表、教育講演、表彰を行っている。

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①「男女が共同した働きやすい環境づくり推進」⇒さわふし懇話会を年 2 回実施。西原町商工会を通じて周知。

5. 子ども等の安全の確保

- ①「夜間パトロールの推進」⇒毎月第 3 金曜日、夏休み期間は毎週金曜日に実施。

6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ①「要保護児童対策の充実」⇒要保護地域対策協議会の臨時職員 1 人を増員。事務局体制強化を図る。
- ②「訪問による虐待防止活動の推進」⇒新生児訪問指導やこんには赤ちゃん事業等の訪問活動。
- ③「親子療育事業の実施」⇒平成 22 年度より実施。発達が気になる親子 11 組の参加。
- ④「障害児保育の充実」⇒公立保育所 2 か所・認可保育園 3 か所で実施。
- ⑤「特別支援教育の充実」⇒小学校 10 人・中学校 2 人の特別支援教育支援員を派遣。

平成 22 年度 目標数値達成状況

	指標	目標	達成値	
			定数(受入数)	達成率
通常保育事業	箇所数	8	8	達成
	保育児童数	905	790 (876)	87.3%
		0～3歳未満	438	362 (425)
	3歳以上	467	428 (451)	91.6%
幼稚園の預かり保育	箇所数	4	4	達成
	定員数	210	210 (211)	達成
延長保育事業	箇所数	8	8	達成
	定員数	40	40	達成
病後・病後児保育事業 (病後児対応)	箇所数	1	1	達成
	一時預かり事業(保育所型)	箇所数	2	2
放課後児童健全育成事業	箇所数	6	5	未
	児童数	180	180	達成
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	箇所数	2	2	達成

お問い合わせ：福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

現在子ども手当を受給している方も、10月から子ども手当を受給するために、申請手続きが必要です。

平成 23 年 10 月 1 日から 子ども手当の法律が変わります。

子ども手当は平成 23 年 10 月から新しい法律になるため、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの 6 ヶ月間、手当額等が下記のとおりになります。

- 支給対象となる子ども
0歳から中学校卒業まで（0歳～15歳になった後の最初の3月31日）
- 支給月額 ※所得制限はありません。
・0歳から3歳未満（一律） 15,000円
・3歳から小学校修了前（第1子・2子） 10,000円
・ ” ” （第3子） 15,000円
・中学生（一律） 10,000円
- 新たな支給要件等
・支給対象となる子どもが日本国内に居住していること。
⇒国外に居住している子どもへの手当は支給されなくなる。（留学中の場合等を除く。）
・施設等に入所している子どもについて、施設の利用者や里親に手当を支給する。
・未成年後見人、父母指定者（父母が国外にいる場合のみ）に対して手当を支給する。
・両親が別居している場合は、子どもと同居している親が子ども手当の受給者となる。
（単身赴任等で、別居後も引き続き父母が生計を同じくしている場合は除く。）



【申請手続きについて】

10月以降子ども手当を受け取るためには、現在子ども手当を受けている方を含め、すべての方が認定請求書を提出する必要があります。

- ・平成 23 年 10 月 1 日現在で子ども手当受給資格のある方は、平成 24 年 3 月 31 日までに申請いただく平成 23 年 10 月分の手当から支給されます。
- ・転入や出生があった日から 15 日以内に届け出た場合、転入や出生日の翌月分から手当が支給できます。

○申請場所：西原町役場第 5 庁舎 福祉部福祉課

○受付期間：平成 23 年 10 月 3 日～平成 24 年 3 月 31 日（土日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く。）
平日（月～金）午前 8 時 30 分～午後 5 時（12 時～1 時を除く。）

※受付は大変込み合うことが予想されます。9 月末日現在の子ども手当の受給者には、申請日に関する案内文書を郵送する予定です。内容を確認し、指定期間に認定請求書を提出していただくようご協力をお願いします。

- 必要書類等：① 印鑑（シャチハタ不可）② 普通預金通帳（請求者名義のもの）③ 健康保険証（請求者のもの）④ その他（必要に応じて）

※請求者は、父母のうち所得の高い方（子どもの生計を維持する度合いの高い方）になります。

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

【10月7日支給の子ども手当について】

10月7日は子ども手当の支給日となっています。今回支給する手当は、平成 23 年 6 月分から平成 23 年 9 月分の手当（子ども一人につき、月額 13,000 円）となっています。通帳を記帳の上、ご確認ください。また、振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

【お問い合わせ】福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311（内線 127）